

名古屋市営住宅条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第44号

名古屋市営住宅条例等の一部を改正する条例

(名古屋市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

筒井第三シティ住宅	東区筒井二丁目
東 芳 野 荘	東区芳野一丁目・二丁目

を

「

筒井第三シティ住宅	東区筒井二丁目
-----------	---------

に、

宮西荘	熱田区白鳥二丁目	を

」

南熱田荘	熱田区六番二丁目	に改
宮西荘	熱田区白鳥二丁目	

」

める。

（名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（令和 5 年名古屋市条例第 28号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 2 項及び第 3 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、別表の改正規定は規則で定める日から施行する。

第 2 条 この条例の規定により新たに設置する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為は、当該市営住宅に係る改正規定の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

第 3 条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例附則 3 条第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 12 条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）

が含まれるときは、懲役はその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。